

令和7年度の高知県における被措置児童等虐待の状況等について

児童福祉法第33条の16及び同法施行規則第36条の30の規定により、令和7年度に高知県において対応した被措置児童等虐待の状況等について公表します。

1 虐待事案受理及び認定の状況

所管行政庁	所管部会	前年度からの 継続事案の件数	令和7年度 受理件数	認定結果		次年度継続
				虐待該当	非該当	
県	こども支援専門 委員会	1件	9件	4件(※)	7件	1件
県	保育部会	0件	3件	0件	0件	3件
市町村	—	0件	1件	0件	1件	0件
合計		1件	13件	4件(※)	8件	4件

(※) 1件の通告について、その様態等により複数の認定を行う場合があるため、受理件数と認定件数は一致しない。

2 被措置児童等虐待事案の状況

施設等の種別	施設職員等の 職種	虐待の種別	被害児童	
			男児	女児
社会的養護関係施設等	保育士	心理的虐待	1名	—
	保育士	ネグレクト	1名	—
	保育士	ネグレクト	1名	—
里親等	里親	心理的虐待	1名	—

3 虐待事案に対し県が講じた措置

文書指導

【参考】

○ 児童福祉法

第33条の16第2項 内閣総理大臣及び都道府県知事は、毎年度、内閣府令で定めるところにより、自らが所管行政庁である事業、里親、施設又は一時保護に係る被措置児童等虐待の状況、第33条の14第2項又は第3項の規定により講じた措置、前項の規定により報告を受けた事項その他内閣府令で定める事項を公表するものとする。

○ 児童福祉法施行規則

第36条の30 法第33条の16の内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。ただし、所管行政庁が国の行政機関の長である場合は、この限りでない。

一 被措置児童等虐待があった施設等の種別（ただし、次に掲げる施設等については、当該施設等の区分に応じ、それぞれに定める施設等の種別とする。）

イ 小規模住居型児童養育事業及び里親 里親等

ロ 児童自立生活援助事業、意見表明等支援事業、妊産婦等生活援助事業、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設 社会的養護関係施設等

ハ 障害児入所施設及び指定発達支援医療機関 障害児施設等

ニ 一時保護施設又は法第33条第1項若しくは第2項の委託を受けて一時保護を行う者 一時保護施設等

二 被措置児童等虐待を行った施設職員等の職種